

情報ステーション



師走号



2013 DEC

平成 26 年度税制改正大綱決定

1. 所得拡大策（減税）・・・法人が社員に支給する給与を 2%以上増加させると、法人税額が 20%控除されます。
2. 給与所得控除の見直し（増税）・・・現在、給与収入金額が 1,500 万円超の場合、給与所得控除が上限 245 万円とされていますが、28 年からは 1,200 万円超の場合、上限 230 万円へ引き下げられます。29 年からはさらに、1,000 万円超の場合、上限 220 万円へ引き下げられます。
3. ゴルフ会員権の譲渡損失の見直し（増税）・・・平成 26 年 4 月 1 日以後、ゴルフ会員権を譲渡して損失が出た場合、他の所得と損益通算することができなくなります（法人はこれまで通り損金計上できます）。
4. 国民健康保険税（増税）・・・国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る限度額が 14 万円から 16 万円に引き上げられました。
5. 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止（減税）・・・25 年 3 月決算法人から課税されていた特別税が 2 年間で終了することになりました。
6. 法人住民税（地方税）から地方法人税（国税）に変更・・・法人住民税法人税割の税率を 4.4%引き下げ、同時に地方法人税という国税を新設して税率を 4.4%としました。合わせて、地方法人特別税を軽減し、法人事業税を増額しました。
7. 自動車取得税（減税）・・・平成 26 年 4 月 1 日以後取得分から税率が引き下げられます。
8. 軽自動車税（増税）・・・平成 27 年 4 月 1 日以後取得される新車から新税率が適用されます。以上、主な改正点を紹介しました。詳しくは担当者まで。

贈与の実施は年内に

平成 27 年 1 月 1 日以降相続開始分から、相続税の基礎控除が現在の 60%に減額されます。大幅な相続税増税です。毎年こつこつ贈与することが節税につながります。今年の贈与、お忘れなく！

年末年始のお休みは 12 月 28 日（土）～1 月 5 日（日）です

顧客第一主義の会計事務所 <http://takeichi-zei.com/>